

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年 3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第12号**

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第1条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年香川県規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
1~35 略		1~35 略	
36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	略  (1) 略 (2) 法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、 <u>第67条の3第3項第2号</u> 、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5	36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、 <u>第67条の2第3項第2号</u> 、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5

	<p>項、第85条第3項及び第5項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可の申請に係る書類</p> <p>(3) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、<u>第13項ただし書及び第14項ただし書</u>並びに第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に係る書類</p> <p>(4)～(7) 略</p>		<p>項、第85条第3項及び第5項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可の申請に係る書類</p> <p>(3) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書<u>及び第13項ただし書</u>並びに第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に係る書類</p> <p>(4)～(7) 略</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から<u>第14項</u>まで（これらの規定のただし書に限る。）、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、<u>第57条の4第1項</u>ただし書、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の3第3項第2号、第5</p>	<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から<u>第12項</u>まで（これらの規定のただし書に限る。）、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、<u>第57条の4第1項</u>、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の3第3項第2号、第5項第2号</p>

項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（意見の聴取）

第14条 略

2 前項の意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは法第48条第16項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公告した事項に利害関係を有する者（以下「被意見聴取者」という。）は、意見の聴取の期日に自ら出頭し、又はその代理人を出頭させなければならない。

3～10 略

及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（意見の聴取）

第14条 略

2 前項の意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは法第48条第15項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公告した事項に利害関係を有する者（以下「被意見聴取者」という。）は、意見の聴取の期日に自ら出頭し、又はその代理人を出頭させなければならない。

3～10 略

第4号様式（第9条関係）

(日本工業規格A列4番)

確認申請に関する意見書

年 月 日

香川県建築主事 殿

市町長



次の申請書についての意見は、次のとおりです。

申請書の種類	受付年月日・番号		第 年 月 号 日					
申請者住所氏名	都道府県 市 郡 町							
敷地の位置	市 郡 町							
用途	工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更 大規模の修繕・大規模の模様替						
都市計画区域・地域・地区			敷地に接する道路、 道、水路等					
都市計画区域	用途地域	防火地域	都市計画 施設	土地区画 整理	その他の 地域地区	東	国・県・市・町 農・指・開 その他( )	m
内 外	第一種低層住専 第二種低層住専 第二種中高層住専 第一種住居 第二種住居	防火 準防火 法第22条 指定なし 建築率	有・無 許可申請中	内・外 許可申請中	高度利用地区 臨港地区 ( ) 特定用途制限地域 ( ) 景観地区 緑化地域 関係なし	西	国・県・市・町 農・指・開 その他( )	m
区域区分非設定 開発許可 要・不要	第一種住居 第二種住居 田園住居	指定なし 建築率	許可済	許可済		南	国・県・市・町 農・指・開 その他( )	m
許可済 許可申請中 60条証明 要・不要	近隣商業 準工業 工業専用 指定なし	種 類 ( ) 容積率	種 類 ( )	施行済		北	国・県・市・町 農・指・開 その他( )	m
建築基準 関係規定に 関する意見	道路関係 都市計画 に関する 意見			位置 指定		第 年 月 日		
	その他の 意見			開発		第 年 月 日		
建築基準 関係規定に 関する意見				終末 処理 区域		内・外		
(備考)								

第4号様式（第9条関係）

(日本工業規格A列4番)

確認申請に関する意見書

年 月 日

香川県建築主事 殿

市町長



次の申請書についての意見は、次のとおりです。

申請書の種類	受付年月日・番号		第 年 月 号 日					
申請者住所氏名	都道府県 市 郡 町							
敷地の位置	市 郡 町							
用途	工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更 大規模の修繕・大規模の模様替						
都市計画区域・地域・地区			敷地に接する道路、 道、水路等					
都市計画区域	用途地域	防火地域	都市計画 施設	土地区画 整理	その他の 地域地区	東	国・県・市・町 農・指・開 その他( )	m
内 外	第一種低層住専 第二種低層住専 第二種中高層住専 第一種住居 第二種住居	防火 準防火 法第22条 指定なし 建築率	有・無 許可申請中	内・外 許可申請中	高度利用地区 臨港地区 ( ) 特定用途制限地域 ( ) 景観地区 緑化地域 関係なし	西	国・県・市・町 農・指・開 その他( )	m
区域区分非設定 開発許可 要・不要	第一種住居 第二種住居 準工業	指定なし 建築率	許可済	許可済		南	国・県・市・町 農・指・開 その他( )	m
許可済 許可申請中 60条証明 要・不要	近隣商業 準工業 工業専用 指定なし	種 類 ( ) 容積率	種 類 ( )	施行済		北	国・県・市・町 農・指・開 その他( )	m
建築基準 関係規定に 関する意見	道路関係 都市計画 に関する 意見			位置 指定		第 年 月 日		
	その他の 意見			開発		第 年 月 日		
建築基準 関係規定に 関する意見				終末 処理 区域		内・外		
(備考)								

第6号様式（第10条、第22条、第23条関係）

（その1）

（日本工業規格A列4番）

不適格建築物調書（建築基準法第86条の7による）

年 月 日

申請者等（所有者）住所  
氏名 ㊦

次の既存建築物を現地調査した結果、事実と相違ありません。

年 月 日 調査員（建築士事務所名・氏名） ㊦

1 既存不適格建築物敷地等の概要（敷地単位）									
					基準時		現在		
申請敷地の地名地番									
申請敷地の用途地域									
地域地区									
主要用途									
建蔽率上限									
容積率上限									
基準時年月日							不適格の理由 公共事業 その他		
不適格の条項及び内容									
		基準時： A	現在：B	申請等による増減： C	合計：B +C=D	D/A	基準時の上限		
敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
延べ床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
自動車車庫等の床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
不適格床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
不適格事項（条）									
不適格事項（条）									
備考									

2 申請等建築物の概要（敷地全体での棟単位）									
		A棟		B棟		C棟			
工事種別									
構造									
階数									
用途									
		1階	2階	3階	4階	計			
A棟		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
B棟		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
C棟		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
備考									

注意 1 既存不適格に係る建築物の管理者又は占有者が所有者と相違する場合は、「1 既存不適格建築物敷地等の概要」の備考欄に管理者又は占有者の住所及び氏名を記入してください。

2 不適格事項が複合の場合は、「不適格事項（条）」欄を必要に応じて追加し、対象条項ごとに不適格事項を分けて記入してください。

第6号様式（第10条、第22条、第23条関係）

（その1）

（日本工業規格A列4番）

不適格建築物調書（建築基準法第86条の7による）

年 月 日

申請者等（所有者）住所  
氏名 ㊦

次の既存建築物を現地調査した結果、事実と相違ありません。

年 月 日 調査員（建築士事務所名・氏名） ㊦

1 既存不適格建築物敷地等の概要（敷地単位）									
					基準時		現在		
申請敷地の地名地番									
申請敷地の用途地域									
地域地区									
主要用途									
建ぺい率上限									
容積率上限									
基準時年月日							不適格の理由 公共事業 その他		
不適格の条項及び内容									
		基準時： A	現在：B	申請等による増減： C	合計：B +C=D	D/A	基準時の上限		
敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
延べ床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
自動車車庫等の床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
不適格床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
不適格事項（条）									
不適格事項（条）									
備考									

2 申請等建築物の概要（敷地全体での棟単位）									
		A棟		B棟		C棟			
工事種別									
構造									
階数									
用途									
		1階	2階	3階	4階	計			
A棟		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
B棟		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
C棟		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
備考									

注意 1 既存不適格に係る建築物の管理者又は占有者が所有者と相違する場合は、「1 既存不適格建築物敷地等の概要」の備考欄に管理者又は占有者の住所及び氏名を記入してください。

2 不適格事項が複合の場合は、「不適格事項（条）」欄を必要に応じて追加し、対象条項ごとに不適格事項を分けて記入してください。

(その2)

(日本工業規格A列4番)

3 既存不適格建築物等の概要 (棟単位) ( ) 棟									
着工年月日			構造						
確認年月日・番号			階数						
検査済証年月日・番号			用途						
基準時年月日			不適格の理由		公共事業 その他				
不適格の条項及び内容									
	基準時 : A	現在 : B		申請による増減 : C	合計 : B + C = D	D/A	基準時上限		
建築物の高さ	m	m	m	m	m		m		m
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
不適格床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
自動車車庫等の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
建築基準法第20条に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
建築基準法第26条、第27条、第61条及び第62条第1項に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
床面積・原動機・作業場車庫等	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合しない用途に供する建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合しない用途に供する建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合する部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合しない部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合しない原動機	kw	kw	kw	kw	kw		kw		kw
適合しない機械	台	台	台	台	台		台		台
適合しない容量	L	L	L	L	L		L		L
建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
その他の条項									
その他									

注意 1 棟が複数の場合は、各棟ごとに作成してください。  
 2 「建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物」の欄については、車庫を含む床面積を記入してください。  
 3 配置図及び間取り図(縮尺200分の1程度のシングルラインで、各室の床面積が算定できるように寸法を明示し、不適格部分が判別できるように赤色で明示したもの)を添付してください。

(その2)

(日本工業規格A列4番)

3 既存不適格建築物等の概要 (棟単位) ( ) 棟									
着工年月日			構造						
確認年月日・番号			階数						
検査済証年月日・番号			用途						
基準時年月日			不適格の理由		公共事業 その他				
不適格の条項及び内容									
	基準時 : A	現在 : B		申請による増減 : C	合計 : B + C = D	D/A	基準時上限		
建築物の高さ	m	m	m	m	m		m		m
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
不適格床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
自動車車庫等の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
建築基準法第20条に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
建築基準法第26条、第27条、第61条及び第62条第1項に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
床面積・原動機・作業場車庫等	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合しない用途に供する建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合しない用途に供する建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合する部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合しない部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
適合しない原動機	kw	kw	kw	kw	kw		kw		kw
適合しない機械	台	台	台	台	台		台		台
適合しない容量	L	L	L	L	L		L		L
建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
その他の条項									
その他									

注意 1 棟が複数の場合は、各棟ごとに作成してください。  
 2 「建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物」の欄については、車庫を含む床面積を記入してください。  
 3 配置図及び間取り図(縮尺200分の1程度のシングルラインで、各室の床面積が算定できるように寸法を明示し、不適格部分が判別できるように赤色で明示したもの)を添付してください。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。